

平成 29 年 3 月 29 日
消 防 庁

首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン等の見直し

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災を教訓に国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施できるよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため創設されました。

今般、首都直下地震により想定される甚大な被害に対応するため、全国規模の緊急消防援助隊の運用が迅速かつ的確に行えるよう、「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」等を見直しましたので、公表します。

○趣旨

昨年 3 月に中央防災会議幹事会において決定された「首都直下地震における具体的な応急対策活動に係る計画」の内容を踏まえ、首都直下地震が発生した場合の緊急消防援助隊に係る消防庁、都道府県、消防本部の対応や緊急消防援助隊の運用方針等を見直す。

また、当該見直し内容を踏まえ、昨年 3 月に策定した「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」についても見直す。

○首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン見直しのポイント

- 1 首都直下地震発生後、受援都道府県[※]以外から応援可能なすべての緊急消防援助隊を投入。
- 2 被害が想定されない都道府県に対しては、本アクションプランの適用と同時に統合機動部隊及び指揮支援部隊長の出動指示を行い、初動時の迅速性を確保。
- 3 首都直下地震において想定される火災に効果的に対応できるよう、都道府県大隊の編成について消火活動が最大限行えることを重視するとともに、消火活動を担う航空隊を 1 編成 5 機とし、あらかじめ指定。
- 4 都心部において深刻な道路交通麻痺が発生する場合に備え、柔軟に進路変更が可能な場所に進出目標となる拠点を設定。
- 5 空路や海路について多様な進出手段をあらかじめ想定し、遠方からの迅速な進出等に対処。

※ 「首都直下地震における具体的な応急対策活動に係る計画」において全国からの広域応援部隊を集中投入するとされている埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県のうち 1 都 3 県をいう。

○別添資料

- ・首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプランの概要
- ・南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランの概要

※各アクションプランの全文については、消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp/>)に掲載します。



連絡先
消防庁 広域応援室
担 当 塩谷・望月・西尾・塚田
電 話 03-5253-7527
F A X 03-5253-7537

首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプランの概要

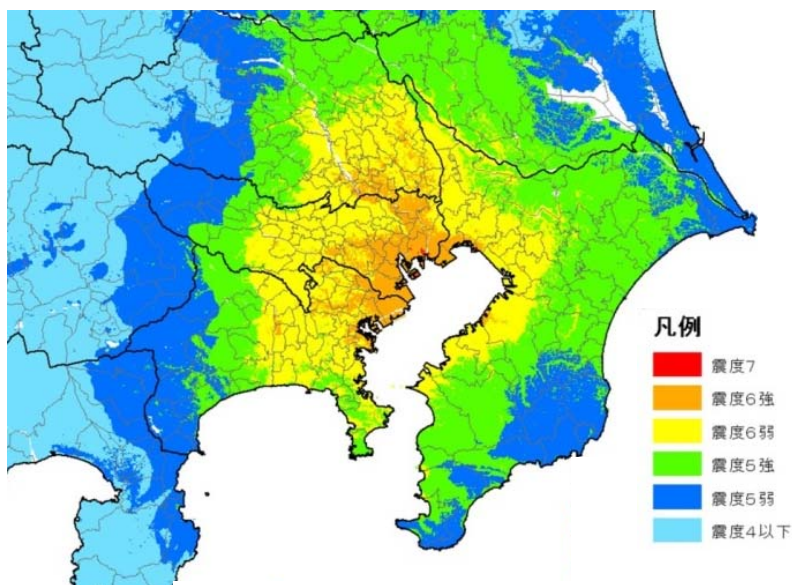
<本アクションプラン見直しのポイント>

- ① 首都直下地震発生後、受援都道府県※以外から応援可能なすべての緊急消防援助隊を投入。
- ② 被害が想定されない都道府県に対しては、本アクションプランの適用と同時に統合機動部隊及び指揮支援部隊長の出動指示を行い、初動時の迅速性を確保。
- ③ 首都直下地震において想定される火災に効果的に対応できるよう、都道府県大隊の編成について消火活動が最大限行えることを重視するとともに、消火活動を担う航空隊を1編成5機とし、あらかじめ指定。
- ④ 都心部において深刻な道路交通麻痺が発生する場合に備え、柔軟に進路変更が可能な場所に進出目標となる拠点を設定。
- ⑤ 空路や海路について多様な進出手段を予め想定し、交通途絶や遠方からの迅速な進出等に対処。

※ 「首都直下地震における具体的な応急対策活動に係る計画」(以下「具体計画」という。)において、全国からの広域応援部隊を集中投入するとされている埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の一都三県をいう。

適用基準

- ① 東京23区の区域において震度6強以上が観測された場合に適用。
- ② ①の他、首都直下地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランを運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官が判断した場合に適用。



具体計画が想定する首都直下地震の震度分布
(都心南部直下地震)

緊急消防援助隊の運用方針

- 指揮支援隊は、受援都道府県以外の出動可能なすべての隊が出動(派遣規模概ね30隊)し、災害に関する情報を収集するとともに、知事や市町村長による緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるよう支援活動等を実施。
- 都道府県大隊は、受援都道府県以外の出動可能なすべての隊が出動(派遣規模概ね4,100隊)。
また、原則として、統合機動部隊が先遣出動し、情報収集や緊急の消防活動を実施。
- 都道府県大隊は、水源が十分に確保できない状況下でも消火活動が最大限行えることを重視するとともに、倒壊家屋からの救助活動等にも対応できるように隊を編成。
- 航空小隊は、非被災地域の消防力を維持するために残留する6隊以外の出動可能なすべての隊が出動(派遣規模概ね40隊)し、情報収集、消火、救助・救急活動等を実施。

都道府県大隊の応援編成計画

受援都道府県	即時応援都道府県大隊※1	被害確認後応援都道府県大隊※2
東京都	北海道、青森県、山形県、新潟県、石川県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	栃木県、山梨県、長野県
埼玉県	岩手県、秋田県、福島県、富山県、大阪府	群馬県
千葉県	宮城県、広島県	茨城県
神奈川県	岐阜県、愛知県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	静岡県

※1 即時応援都道府県大隊とは、即時応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

※2 被害確認後応援都道府県大隊とは、被害確認後応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

進出方法

陸路	具体計画で定められている緊急輸送ルートを用いて、被害状況に応じて柔軟に進路変更が可能な進出拠点(例:足柄SA)へ進出。
空路	遠方からの迅速な進出のため、民間航空機や自衛隊輸送機を活用することとし、候補ルートを計画。
海路	北海道大隊、沖縄県大隊の進出のため、民間フェリーを活用することとし、候補ルートを計画。

南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランの概要

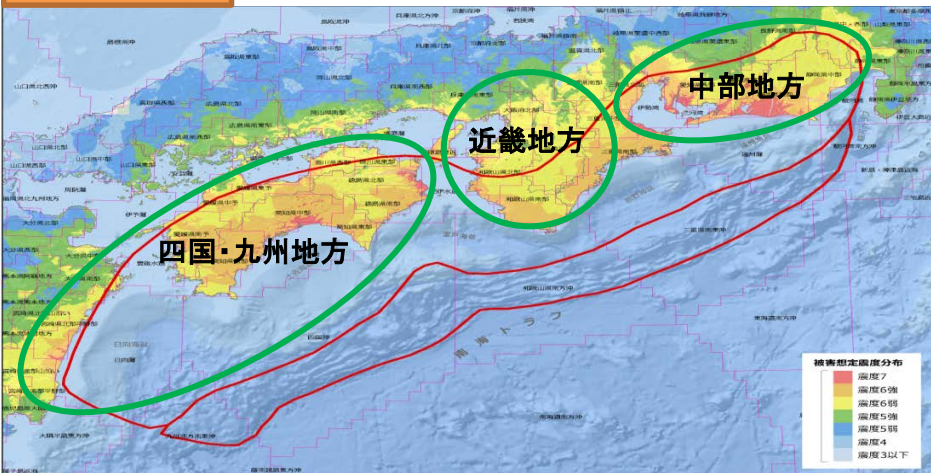
※ 下線部分は、今回の見直しで修正した箇所。

＜本アクションプランのポイント＞

- ① 南海トラフ地震発生後、重点受援県※以外から応援可能なすべての緊急消防援助隊を一斉に迅速投入。
- ② 被害が想定されない都道府県に対しては本アクションプランの適用と同時に統合機動部隊に出動指示を行い、初動時の迅速性を確保。
- ③ 被害想定を踏まえ予め作成した4パターンの緊急消防援助隊の応援編成計画に基づき、迅速に応援先を決定。
- ④ 具体的な応援先が決まるまでの進出目標として「広域進出拠点」を設定し、迅速かつ柔軟に出動。
- ⑤ 空路や海路について多様な進出手段を予め想定し、交通途絶や遠方からの迅速な進出等に対処。

※ 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に係る計画(以下「具体計画」という。)で定められている静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県をいう。

適用基準



- ① 震央が南海トラフ地震の想定断層域(図中赤枠)に該当し、かつ
- ② 中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域(図中緑枠)のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合に適用(具体計画と同様)。

上記の他、南海トラフ地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランを運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官が判断した場合にも適用。

進出方法

陸路	具体計画で定められている緊急輸送ルートを用いて、被害状況に応じて柔軟に進路変更が可能な広域進出拠点(例:足柄SA)へ進出。
空路	遠方からの迅速な進出、孤立地域等への対応等のため、民間航空機や自衛隊輸送機を活用することとし、候補ルートを計画。
海路	北海道大隊、沖縄県大隊の進出、孤立地域等への対応等のため、民間フェリーや自衛隊輸送艦を活用することとし、候補ルートを計画。

緊急消防援助隊の運用方針

- 指揮支援隊は、重点受援県以外の出動可能なすべての隊が出動(派遣規模おおむね40隊)し、災害に関する情報を収集するとともに、知事や市町村長による緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるよう支援活動等を実施。
- 都道府県大隊は、重点受援県以外の出動可能なすべての隊が出動(派遣規模おおむね4,300隊)。また、原則として、統合機動部隊が先遣出動し、情報収集や緊急の消防活動を実施。
- 都道府県大隊は、倒壊家屋や津波浸水地域における救助活動、市街地延焼火災における消火活動その他の震災時の活動にも対応できるよう配慮し、隊を編成。
- 都道府県大隊の出動先は、4パターンの応援編成計画の中から津波高さ等を踏まえて選択し、都道府県大隊の出動可能状況や被害状況を踏まえて柔軟に変更。
- 航空小隊は、非被災地域の消防力を維持するために残留する7隊以外の出動可能なすべての隊が出動(派遣規模おおむね40隊)し、情報収集、消火・救助・救急活動等を実施。

都道府県大隊の応援編成計画(例:四国地方が大きく被災するケース)

地方	重点受援県	応援都道府県
東海	静岡県	青森県、茨城県
	愛知県	岩手県、秋田県、長野県
	三重県	宮城県、山形県、山梨県、岐阜県
近畿	和歌山県	福島県、千葉県、富山県、滋賀県、大阪府、奈良県
四国	徳島県	群馬県、神奈川県、兵庫県、島根県
	香川県	福井県
	愛媛県	石川県、広島県
	高知県	栃木県、埼玉県、東京都、新潟県、京都府、鳥取県、岡山県
九州	大分県	山口県、福岡県、佐賀県
	宮崎県	長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
		北海道

※ 下線は、南海トラフ地震防災対策推進地域を管轄する都府県を示す。
 ※ 北海道の出動先については、被害の状況や航路等に応じて長官が指示する。